

令和7年度の高知県における 実現方策の進捗確認について

県代行モデル事業（水安全計画の策定）について

〈目的〉

・「高知県水道ビジョン」における、重要施策「作成支援ツール等を活用した水安全計画の策定」の数値目標は、令和6年度までに策定率100%
・県の役割：水安全計画策定に必要な情報の提供や計画立案方法の助言など策定支援を行う。
なお、本事業は、**圏域リーダー育成**の取組も兼ねている。

〈策定ツール〉水安全計画作成支援ツール
簡易版（Ver.1.2）

〈参考図書〉水安全計画のためのガイドライン
（平成20年5月）

〈水安全計画とは〉

水源から給水栓に至る全ての段階において包括的な危害評価と危害管理を行うことが安全な飲料水を常時供給し続けるために有効であることから、HACCP手法の考え方の水道への導入が提唱されました。このような**水道システム管理を水安全計画**といいます。

令和2～3年度に、須崎市・いの町・馬路村において県代行モデル事業を実施し、ノウハウ集を公表。

その後は黒潮町、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、梶原町、大月町、三原村でモデル事業の内容と簡易ツールの操作方法を共有し、策定を実践した。

令和5年度は、令和2年度にモデル事業体となった須崎市・いの町の水安全計画のレビュー（少なくとも3年に1回は実施）について、県と土佐市も参加する形で、令和6年2月に合同で開催した。

令和6年度末時点で未策定の3市町村については、随時要望があった市町村に伺い又はウェブ会議形式で策定の支援を行う。

また、3年に1回はレビューを実施する必要があるため、策定から2年以上経過している市町村に対しレビューの検討を要請し、要望があれば県も参加する。

県代行モデル事業（クリプトスポリジウム対策等の基本検討）について

〈目的〉

・「高知県水道ビジョン」における、重要施策「クリプトスポリジウム等の汚染リスクに対応した浄水処理の適正化」の数値目標は、令和6年度までに実施率100%

・県の役割：浄水処理導入の指導や技術的助言を行う。補助事業などの交付金の活用について助言を行う。

そこで、県が水道事業体に対して、**適切な助言と指導を行えるノウハウや知見を得る**ために、県代行モデル事業として、クリプトスポリジウム対策等の基本検討を行う。

なお、本事業は、**圏域リーダー育成**の取組も兼ねている。

〈参考図書〉

- ・水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針（令和元年5月）
- ・水道施設設計指針（2012）

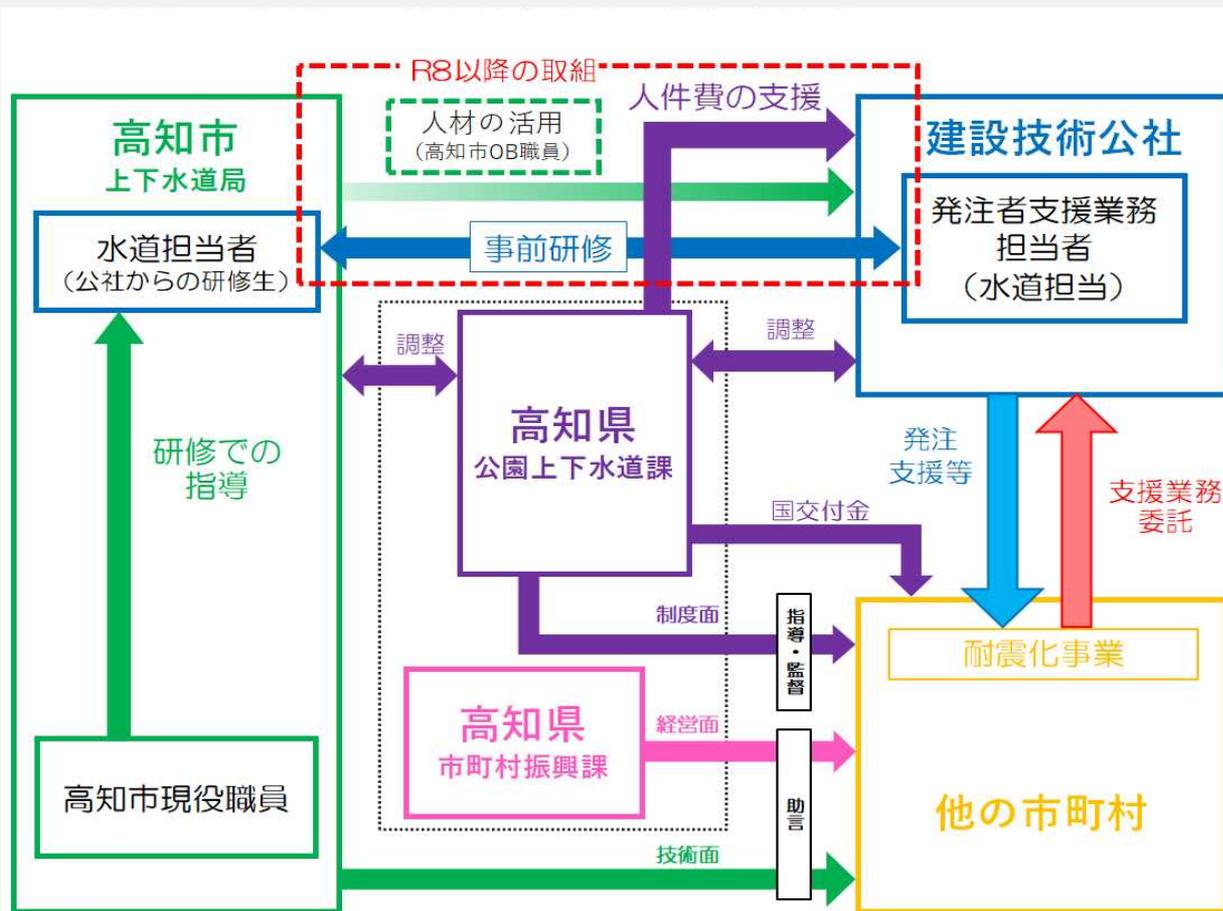
令和2年度に、須崎市、宿毛市、四万十市、香美市、いの町で県代行モデル事業を実施し、対策方針を公表。その後は未対策市町村への対策方針の紹介を行った。（令和4年度は香美市に対策方針を再共有）

施設の導入には多額の費用を要することから、ここ数年、実施率の上昇は頭打ちの状況にある。さらに、本年度は指標菌検査の結果、対策が必要と判断された施設が増加したことにより、実施率が前年度を下回る結果となった。

対策が必要な施設数の増加には、採水時の試料汚染が一因となっている可能性がある。こうした誤判定による影響を防ぐため、指標菌が検出された場合には、すべて県への報告を義務付け、必要に応じて対応方針の助言を行っていく。

今後は、クリプトスポリジウム対策の必要性について関係者への理解促進と意識啓発を一層進め、施設の適切な管理と導入率の向上を図っていく。

水道施設の耐震化に向けた協力体制の構築



水道BCP策定について

1 国交付金の活用の推進

国の生活基盤施設耐震化等交付金の業務継続計画策定のメニュー活用するよう紹介した。
(R5 活用市町村 8市町村、R6 活用中市町村 3市町村)
R6年度末に全市町村で策定完了

2 策定済みBCPの共有及び策定支援にかかる協議

県が作成したBCPのひな形及び高知市から提供を受けたBCP、受援計画を各市町村へ共有を行った。
策定されたBCPについて災害時応急給水体制整備事業費補助金の補助対象となるよう支援を行っている。

3 災害時応急給水体制整備事業費補助金の活用の推進

令和5年度に創設し、応急給水活動に必要な資機材(タンク等)の整備支援補助を行っている。
(R5 3市・補助額28,729千円、R6 6市町・補助額29,716千円、R7予定 13市町・予算額72,378千円)

水道施設台帳の整備 ⇒ (R4年度末までに整備が完了)

水道施設の計画的な更新など、適切な資産管理を行えるよう、水道事業者等は、水道施設台帳の作成及び保管をするともに、**水道施設台帳の記載事項に変更があったときは、これを訂正することが必要。**

■ 調書及び図面として整備すべき情報

※属性情報など電子システムで把握している場合も、水道施設台帳を整備していると見なす

調書

管路調書

管路の性質ごとの延長を示した調書

- ・管路区分・設置年度・口径・材質・継手形式毎の管路延長

施設調書

管路以外の水道施設に関する諸元を示した調書

- ・名称、設置年度、数量、構造又は形式、能力

図面

一般図

水道施設の全体像を把握するための配置図

- ・市区町村名とその境界線
- ・給水区域の境界線
- ・主要な水道施設の位置及び名称
- ・主要な管路の位置
- ・方位、縮尺、凡例及び作成の年月日

施設平面図

水道施設の設置場所や諸元を把握するための平面図

- ・管路の基本情報（管路の位置、口径、材質）
- ・制水弁・空気弁・消火栓・減圧弁及び排水設備の位置及び種類
- ・管路以外の施設の名称、位置及び敷地の境界線
- ・その他地図情報（一般図の記載事項、付近の道路・河川・鉄道等の位置）

※厚生労働省「水道法改正法の概要」より抜粋

整備して終わりではなく、更新が必要（毎年度できなくても頻度を決めて定期的に）

⇒ビジョン部会での聞き取りでは、隔年・更新時など、各市町村ごとの基準で実施していることを確認

県代行モデル事業（アセットマネジメントの導入）について

〈目的〉

・「高知県水道ビジョン」における、重要施策「簡易支援ツール等を活用したアセットマネジメントの導入」の数値目標は、令和6年度までに実施率80%

・県の役割：技術を保有する水道事業者と連携し、アセットマネジメント3C導入における助言やアセットマネジメント簡易支援ツールや各水道事業者の取り組み状況などの情報提供を行う。

そこで、県が水道事業者に対して、**適切な助言と指導を行えるノウハウや知見を得る**ために、県代行モデル事業として、簡易支援ツールを活用してのアセットマネジメントの導入を行う。

なお、本事業は、**圏域リーダー育成**の取組も兼ねている。

〈参考図書〉

- ・水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き
- ・簡易支援ツールを使用したアセットマネジメントの実施マニュアル

令和3年度に、宿毛市で県代行モデル事業を実施し、ノウハウ集を公表。

令和4年度は、四万十市でモデル事業の内容や簡易ツールの操作方法を共有し、策定の実践を行った。

令和5年度は、東洋町・北川村で内容の説明を実施。

令和6年度に、すべての市町村で上水道事業者は3C以上、簡易水道事業者は1A以上のアセットマネジメントを策定済み。

今後一定の経過期間を設け、**アセットマネジメントが4D相当であることを交付金要望の要件**とする予定がある。

(R5.7.6厚労省水道課長通知)

最終目標100%は達成。今後は**将来的に補助要件がタイプ4D相当**となることを視野に入れ、**詳細化を進めていく**。

「第3回支援組織検討委員会」後の経過

水道広域支援組織検討委員会の発足後としては初となる、水道分野における高知県建設技術公社の発注者支援業務が、昨年度実施された

今年度の支援内容は「水源改良工事」の実施積算（香美市）、「配水池敷地及び進入路設置工事」の施工監理及び変更積算」（香南市）

令和7年度以降の予定

- ・体制充実のため、積極的な利用をお願いしていく
- ・昨年度から浄水施設工事の発注支援業務（積算）、施工監理（監督）からスタートしたが、その他工事の積算・監督や、業務のとりまとめ発注など、一定のニーズが確認できた業務内容について新たに取扱うことを検討、**業務内容によっては相応の時間を要するが対応可能**
- ・**長期的な業務量及び人材確保**ができれば、規模や業務内容の拡大を検討
その際には、**各市町村からの人材派遣・OBの紹介**等の協力をお願いする予定